

## 1 ヶ月単位の变形労働時間制

- 目的 ・ 1日8時間以内  
 ・ 1週40時間以内  
 法定労働時間の総枠は1ヶ月÷7(日)×40(時間)

一賃金締め切り日の歴日数が28日の場合の労働時間の総枠160時間	
" 29日	165時間
" 30日	171時間
" 31日	177時間

この時間内に収めれば1ヶ月变形労働時間制を満たす。

しかし、法定休日にまで労働することを予定出来ないの、  
 28日÷7日=4.0日=>4日は休日として確保しなければいけない  
 29日÷7日=4.1日=>4日超だから5日休日として確保しなければいけない

30日÷7日=4.2日=>	"	
31日÷7日=4.4日=>	"	
つまり労働可能日数は、		
一賃金締め切り日の28日の場合は、	24日	
" 29日	"	24日
" 30日	"	25日
" 31日	"	26日

- ・1日の労働時間を8.00時間とした場合の、各月の労働できる日数は、  
 28日の場合は、20日(160時間÷8時間=20.0日)  
 29日の場合は、20日(165時間÷8時間=20.6日)  
 30日の場合は、21日(171時間÷8時間=21.3日)  
 31日の場合は、22日(177時間÷8時間=22.1日)

- ・1日の労働時間を7.75時間とした場合の、各月の労働できる日数は、  
 28日の場合は、20日(160時間÷7.75時間=20.6日)  
 29日の場合は、21日(165時間÷7.75時間=21.2日)  
 30日の場合は、22日(171時間÷7.75時間=22.0日)  
 31日の場合は、22日(177時間÷7.75時間=22.8日)

- ・1日の労働時間を7.50時間とした場合の、各月の労働できる日数は、  
 28日の場合は、21日(160時間÷7.5時間=21.3日)  
 29日の場合は、22日(165時間÷7.5時間=22.0日)  
 30日の場合は、22日(171時間÷7.5時間=22.8日)  
 31日の場合は、23日(177時間÷7.5時間=23.6日)

- ・1日の労働時間を7.25時間とした場合の、各月の労働できる日数は、  
 28日の場合は、22日(160時間÷7.25時間=22.0日)  
 29日の場合は、22日(165時間÷7.25時間=22.7日)  
 30日の場合は、23日(171時間÷7.25時間=23.5日)  
 31日の場合は、24日(177時間÷7.25時間=24.4日)

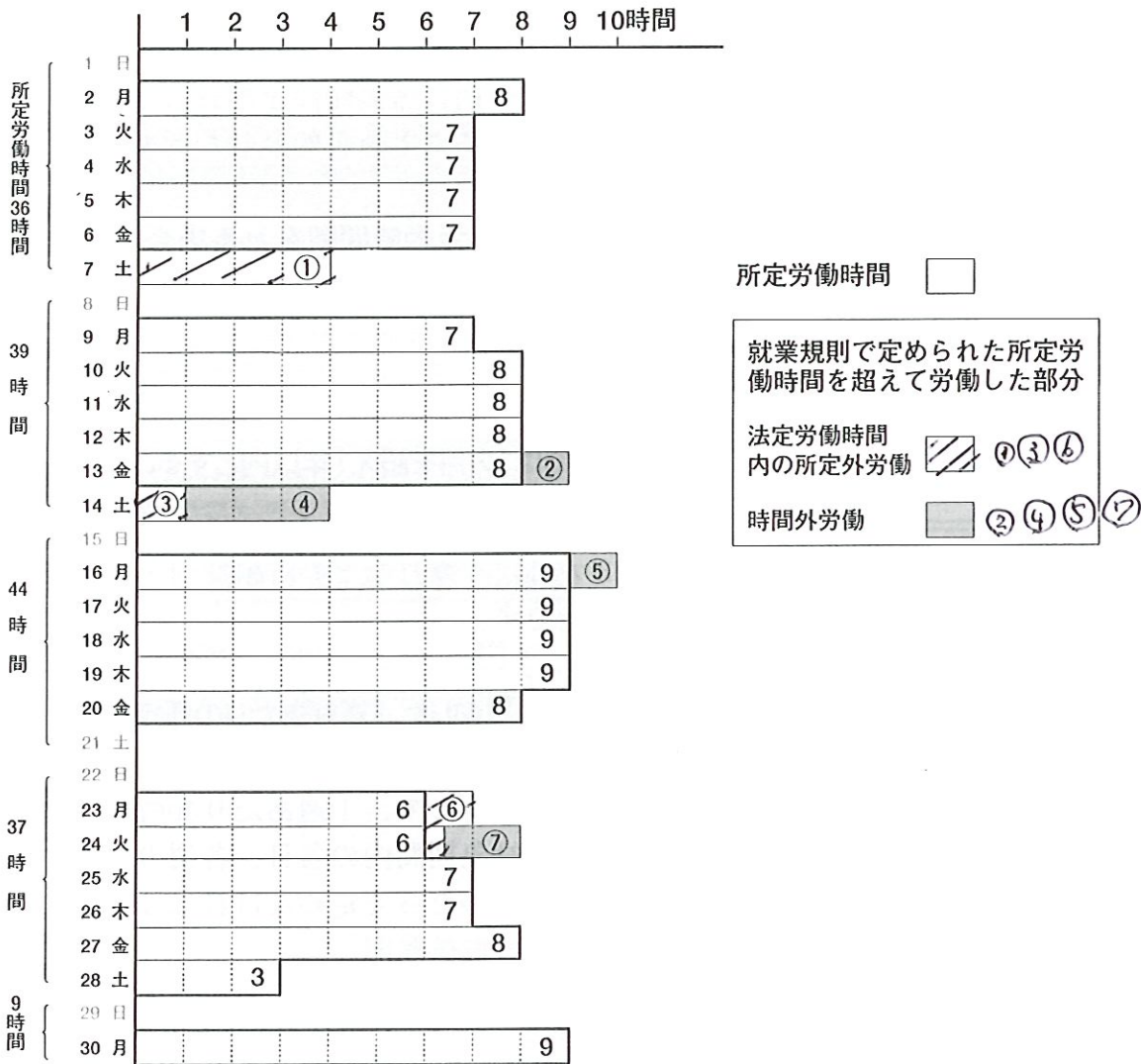
- ・1日の労働時間を7.00時間とした場合の、各月の労働できる日数は、  
 28日の場合は、22日(160時間÷7時間=22.8日)  
 29日の場合は、23日(165時間÷7時間=23.5日)  
 30日の場合は、24日(171時間÷7時間=24.4日)  
 31日の場合は、25日(177時間÷7時間=25.2日)

- ・1日の労働時間を6.75時間とした場合の、各月の労働できる日数は、  
 28日の場合は、23日(160時間÷6.75時間=23.7日)  
 29日の場合は、24日(165時間÷6.75時間=24.4日)(リミット)  
 30日の場合は、25日(171時間÷6.75時間=25.3日)(リミット)  
 31日の場合は、26日(177時間÷6.75時間=26.2日)(リミット)

- ・1日の労働時間を6.50時間とした場合の、各月の労働できる日数は、  
 ×28日の場合は、26日(160時間÷6.50時間=26.0日)(違法)  
 ×29日の場合は、25日(165時間÷6.50時間=25.3日)(違法)  
 ×30日の場合は、26日(171時間÷6.50時間=26.3日)(違法)  
 ×31日の場合は、27日(177時間÷6.50時間=27.2日)(違法)

1か月単位の変形労働時間制における時間外労働の考えかた

《例》変形期間が1か月(起算日：毎月1日)、所定労働時間が月間で165時間の場合



- ①は、1日について見れば法定の8時間以内であり、1週間でも法定の40時間を超えておらず、1か月で見ても1か月の法定労働時間の総枠171.4時間(※)を超えてないので、この週の所定労働時間を超えていても、時間外労働とはなりません。
- ②は、1日の法定労働時間の8時間を超えているので、時間外労働となります。
- ③は、②の部分を除いて1日8時間、1週40時間、1か月171.4時間を超えていないので、時間外労働とはなりません。
- ④は、1日8時間を超えていませんが、1週40時間を超えるため、時間外労働となります。
- ⑤は、所定労働時間(9時間)を超え、1日の法定労働時間も超えているので時間外労働となります。
- ⑥は、1日8時間、1週40時間、1か月171.4時間を超えていないので、時間外労働とはなりません。
- ⑦は、1日8時間、1週40時間以内ですが、1か月で見た場合は、所定労働時間と①③⑥⑦の合計が173時間となるため、1か月の法定労働時間の総枠171.4時間を超えた1.6時間が時間外労働となります。

※ 1週間の法定労働時間(40) ×  $\frac{1か月の日数(設例では30日)}{7}$  = 171.4

## 1ヶ月変形労働時間制の残業時間計算

具体的導入：労働時間が（歴日数から導いた）法定労働時間内になるよう各日の労働時間を決定する。（通常は1日7時間、週35時間になるはず）

残業代の計算方法（ここポイント!）：

- ・ 1日が8時間、1週が40時間を超えた場合に法定残業が発生する  
法定残業と所定残業がある、もちろん残業賃金が発生するのは法定だけ。
- ・ 1日、1週、月総労働時間、に分けて考える
- ・ 1日の法定残業時間とは：1日8時間を超える時間を定めた日はそれを超えた時間、それ以外の日は、（法定の）8時間を超えた時間
- ・ 1週の法定残業時間とは：週40時間を超える時間を定めた週はそれを超えた時間、それ以外の週は、（法定の）40時間を超えた時間
- ・ 1月の法定残業時間とは：1ヶ月の法定労働時間を超えたその時間  
（日、週の残業計算時に既に残業時間扱いされた時間は除く）

①1～7の週：1日全日8時間以内なので該当無し、1週合計で40時間以内なので該当無し。  
=> 0

②8～14の週：1日所定で13日に8時間を超えた所定を1時間超えているので、法定残1発生、週で44時間だから4時間オーバーしているが、既に法定残1を計上しているので、ここではプラス3時間が法定残業=>  $1 + 3 = 4$

③15～21の週：1日所定で16日に8時間を超えた所定を1時間超えているので、法定残1発生、1週所定を44時間としているが実際は45時間だから1時間オーバー。しかし、すでにその1時間は1日で計上済みなので=>  $1 + 0 = 1$

④22～28の週：1日8時間も、週40時間も超えていないので、=> 0

⑤30の週：事前に決定している所定労働時間を超えていないので、=> 0

⑥①～⑤までの総労働時間は①=40、②=44、③=45、④=40、⑤=9で178時間ですでに5時間は計上済みつまり残りが173、許容法定労働時間は171.4だから=> 1.6  
総合計で6.6時間の残業が発生したことになる。